

「丹波で働く、丹波で暮らす」 あなたの新しい一歩を応援します

ふるさと就職奨励金・福祉人材就職奨励金が リニュアル

問 ふるさと就職奨励金・商工観光課（春日庁舎内） ☎ 74・1464
問 福祉人材就職奨励金・社会福祉課（第2庁舎内） ☎ 88・5276

地元で就職する若者を応援するため、「ふるさと就職奨励金」「福祉人材就職奨励金」の制度をリニュアルしました。より多くの人に活用いただける制度に生まれ変わっています。市内で働き始めた人またはこれから就職を考えている人は、ぜひ本制度をご活用ください。

リニュアルのポイント

「ふるさと就職奨励金」の 学卒要件を撤廃

これまでは「学校卒業後2年以内」という要件がありましたが、卒業後の経過年数を問わず申請ができるようになりました。

交付方法がデジタル地域通貨 「たんばコイン」に

従来の現金交付から、地元での生活をさらに楽しんでもいただくため、50,000円分のたんばコイン交付に変更しました。

ふるさと就職
奨励金



ID 12712

福祉人材就職
奨励金



ID 2814

	ふるさと就職奨励金	福祉人材就職奨励金
対象者	市内事業所に正規雇用された30歳未満の人 ※障がい者手帳をお持ちの人は非正規雇用でも対象	市内事業所に正規雇用された64歳以下の人 ※正社員の所定労働時間の4分の3以上勤務する非正規雇用の方も対象
交付額	就職奨励金：50,000円 継続奨励金：50,000円	
申請期限	就職奨励金：就職日から6か月以内 継続奨励金：就職後1年が経過した日から6か月以内	

次に該当する人はぜひ確認ください

○昨年度、学卒要件を満たさずふるさと就職奨励金を申請できなかった人
⇒要件撤廃により、申請できる場合があります。

○就職奨励金の申請をしていなかった人

⇒継続奨励金の申請が可能です。

※転職で就職された人のうち、過去に当該奨励金の交付を受けたことがある人は申請できませんのでご注意ください。



熱中症 に注意して暑い夏を乗り切ろう

問 健康課（ミルネ内） ☎ 88-5082

熱中症とは、長時間高温多湿な環境にいて、体温調整がうまく働かなくなり、体内に熱がこもって身体機能が低下する状態を言います。重症になると、死に至ることもあります。また、気温がそこまで高くない6月でも、身体が暑さになれていないため熱中症になる可能性があり、注意が必要です。

熱中症を防ぐために

熱中症警戒アラートをチェック

熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高くなると予想される日の前日夕方と当日早朝に発表されます。熱中症予防情報サイトやニュース、天気予報などで情報を得ましょう。



熱中症予防
情報サイト

こまめな水分補給

室内・外出時を問わず、のどの渇きを感じていない時も、こまめに水分等を補給しましょう。大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに補給しましょう。



暑さに強い身体づくりを

バランスのよい食事を取り（食事からも水分補給ができます）、普段から適度な運動を心がけましょう。十分な睡眠も大切です。

暑さを避けましょう

昼夜問わずエアコンや扇風機等を使用して温度調節をしましょう。通気性の良い、吸湿性・速乾性のある衣類を着用したり、保冷剤、氷、冷たいタオル等で体を冷やすのも効果的です。



ID 7995



ID 7954

クーリングシェルターを
チェックしよう！→

2

国民健康保険被保険者の人へ

資格確認書等の更新時期について

健康課 国保年金係（本庁舎内）

82・6690



ID 1257

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月下旬に送付します

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の有効期限は7月末

①マイナ保険証がある人
「資格情報のお知らせ」を普通郵便で送付します。

②マイナ保険証がない人
「資格確認書」を特定記録郵便で送付します（事前に簡易書留希望の届出をした人には、簡易書留で送付）。

今後の更新について

有効期限内に、新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を郵送します。

※有効期限の記載がない「資格情報のお知らせ」は、毎年の更新はありません。

※70歳を迎える人は誕生日の翌月までに郵送します（誕生日が1日の方は当月までに郵送）。

※記載事項等変更があった場合はその年に更新を行います。

病院窓口での支払いが自己負担の限度額までとなる「限度額適用認定証」と、入院中の食事代が減額される「標準負担額減額認定証」の有効期限は7月末です。8月1日以降も使用する場合は申請が必要です。

※マイナ保険証を利用する場合更新手続きは不要です（国民健康保険税の滞納がある場合はマイナ保険証で負担区分を確認できません）。

※直近12カ月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の人が、食事療養費等の減額を受ける場合は別途手続きが必要です。

■申請方法
(1) 窓口申請 国保年金係または各支所に次のものを持参

①対象者の資格確認書または資格情報のお知らせ

②申請者の本人確認書類（顔写真付き）

(2) 郵送申請 国保年金係に次

の書類を郵送

①限度額適用（標準負担額減額）認定申請書

②対象者の資格確認書または資格情報のお知らせの写し

③申請者の本人確認書類（顔写真付き）の写し

(3) オンライン申請 申請フォームから次の書類を準備して申請

①対象者の資格確認書または資格情報のお知らせ

②申請者の本人確認書類（顔写真付き）



申請フォーム

※別世帯の人が申請する場合は、委任状が必要になることがあります。

※同一世帯内に税の未申告の人がいる場合、限度額が正しく判定できません。

特定医療費受給者証 更新交付申請の手続きを忘れずに

特定医療費（指定難病）受給者証の更新交付を希望する人は手続きが必要です。

時 ①指定難病：6月8日（月）から8月14日（金）の毎週、月・水・木曜日

②小児慢性：7月1日（水）から8月31日（月）の毎週、月・水・木曜日

※祝日・7月8日（水）・7月27日（月）・8月12日（水）を除く。

所 丹波健康福祉事務所（仮庁舎）

対 有効期限が令和8年10月31日までの特定医療費受給者証を保有し、令和8年11月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望する人

丹波健康福祉事務所 ☎ 73-3767

高齢者歯科口腔健診 “歯っぴー健診”を実施します

高齢者がいつまでも元気なお口でおいしくご飯が食べられるように、口腔機能の低下、口腔内の衛生状態のチェックができる高齢者口腔健診「歯っぴー健診」を実施します。



時 5月1日～令和9年2月28日

所 市内の各歯科医療機関（丹波市歯科医師会会員）

対 令和9年3月末時点で66歳、71歳、76歳、81歳の後期高齢者医療制度加入の人

¥ 健診のみ無料（治療費は実費）

申 5月上旬に対象者に健康課から受診券を郵送しています。



ID 4766

健康課（本庁舎内） ☎ 82-6690

